

「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更(案)に係る資料番号1から8について、次のとおり補足説明します。

資料番号1 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更(案)の概要について

資料番号1は、令和5年4月1日改正予定の「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更(案)の概要について、変更内容を4点に分けて示したものとなります。

1点目は「コミュニティバス路線の見直し及びコミュニティバス接続便乗り場設置」について、2点目は「コミュニティバス接続便の接続先の見直し」について、3点目は「各地区市民センターへのアクセスの確保」について、4点目は「コミュニティバス接続便利用料金の見直し」についてとなります。

資料番号2 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更路線図

資料番号2は、令和5年4月1日改正を予定していますバス路線やコミュニティバス接続便乗り場に関する情報を示しています。

路線の変更として、現在の「大里線」、「下津・稲沢線」の見直しを行い、「下津・大里線(仮称)」として運行します。バス路線の運行距離を短くすることで以前から要望があった「便数の増加」を図ります。

なお、路線の見直しを行いました停留所につきましては、コミュニティバス接続便乗り場に変更します。

また、「祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統」の路線の見直しも行います。

令和5年度中に黄金橋の架け替え工事により長期間に渡る通行規制が予定されていること、運行事業者から安全な運行を行うため路線の見直し要望があること、同線上的利用状況が低調であることを踏まえ、今回の見直しにより、「稲沢市民センター北」、「北山」、「小沢北」のバス停留所をコミュニティバス接続便乗り場に変更し、本町通り、大正通りを祖父江・稲沢線 ふれあいの郷系統で運行します。

その他、接続便乗り場の新設として、地元の要望や交通空白地域の再検証により「堀田団地」、「千代新町」にコミュニティバス接続便乗り場を新設します。

また、令和5年度の総合文化センターの解体に伴い小正市民センターの機能移転を予定しており、移転先となる「稲沢東公民館・はなみずき館」にコミュニティバス接続便乗り場を新設するとともに、併せて、現在の停留所「総合文化センター南」の名称を「稲沢中学校北」へ変更します。

資料番号3 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更に関する協議事項(コミュニティバス)

資料番号3は、協議事項の概要と見直し後の路線概要を示したものとなります。
路線概要において、現在の路線からの変更箇所については、朱書きで示しています。

資料番号4 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更路線拡大図

資料番号4は、祖父江・稲沢線、下津・大里線(仮称)の拡大路線図となります。
現在の路線図から変更する事項について、赤色の点線や緑色・赤色の丸で示しています。

資料番号5 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更に係る時刻表

資料番号5は、祖父江・稲沢線、下津・大里線(仮称)の時刻表となります。
祖父江・稲沢線につきましては、現在の時刻表から変更する部分について朱書きで示しています。
いずれの路線につきましても、今後の実測状況等により数分程度の調整をする場合があります。

資料番号6 「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」変更に関する協議事項(コミュニティバス接続便)

資料番号6は、協議事項の概要とコミュニティバス接続便の概要を示したものとなります。
コミュニティバス接続便の概要において、現在の運用からの変更箇所等については、朱書きで示しています。
今回の路線の見直しにより、停留所「下津市民センター」、「大里西市民センター」、「大里東市民センター」をコミュニティバス接続便乗り場に変更することにより、停留所「リーフウォーク稲沢」、「アクロスプラザ稲沢」、「パールシティ」をコミュニティバス接続便の接続先として設定します。
また、下津、小正、大里西、大里東、稲沢地区の方が、各市民センターへのアクセスが困難となりますので、特例的に、それぞれの接続便乗り場から、各地区の市民センターに設置された接続便乗り場に直接接続できるものとします。

なお、今回の見直しにあたり、コミュニティバス接続便の利用料金及び乗り継ぎ制度の見直しを行い、接続便の利用料金については、「利用料金」の欄のとおり、現在のコミュニティバスと同様の料金制度とします。

また、乗り継ぎ制度の見直しとして、接続便からバス路線に乗り継ぐ際にも「乗継券」を発行することとし、これまでのように追加の利用料金を負担いただくことが無くバス路線に乗り継ぎができるものとします。

資料番号7 コミュニティバス接続便から接続できる停留所・接続便乗り場一覧

資料番号7は、各コミュニティバス接続便乗り場から接続できるバス停留所・接続便乗り場一覧を示しています。

現在のコミュニティバス接続便の運用から変更する部分を朱書きで示しています。

資料番号8 コミュニティバス接続便の主な運用について

資料番号8は、コミュニティバス接続便の主な運用について示しています。

今回の見直しにあたり、新設又はバス停留所からの変更により設置する接続便乗り場からバス路線に乗り継ぐ場合の運用を赤色の線で示しています。